

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出  
について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面  
のとおり提出します。

平成29年9月15日

戸田市議会議長 馬場 栄一郎 様

提出者	戸田市議会議員	榎 本 守 明
賛成者	〃	本 田 哲
〃	〃	金 野 桃 子
〃	〃	酒 井 郁 郎
〃	〃	手 塚 静 枝
〃	〃	三 浦 芳 一
〃	〃	熊 木 照 明
〃	〃	伊 東 秀 浩
〃	〃	山 崎 雅 俊

## 議員提出議案第3号

### 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書(たばこ白書)では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関(WHO)は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

#### 記

1. 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
2. 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
3. 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
4. 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣 様

住宅の石綿被害の実態解明と対策を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

平成29年9月15日

戸田市議会議長 馬場 栄一郎 様

提出者	戸田市議会議員	三浦 芳一
賛成者	〃	本田 哲
〃	〃	金野 桃子
〃	〃	酒井 郁郎
〃	〃	手塚 静枝
〃	〃	榎本 守明
〃	〃	熊木 照明
〃	〃	伊東 秀浩
〃	〃	山崎 雅俊

## 議員提出議案第4号

### 住宅の石綿被害の実態解明と対策を求める意見書

公営住宅で使われていた石綿(アスベスト)によって居住者が健康被害に遭ったケースが明らかになり、居住者の間で不安を広げている。

ことし6月にこの問題を公表した「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の調査によると、本県を含む32都道府県の県営・市営・UR団地など少なくとも2万2,000戸で石綿が使用されており、最大23万人が石綿にさらされたおそれがあると推計している。

国は吹きつけ石綿を1975年に禁止したものの、それ以前に使用された建築物への対策を放置し、自治体に公営住宅への石綿対策を通知したのは禁止から13年後の1988年であり、その立ちおくれは明白である。

国土交通省は患者団体の発表を受けて、団地名の公表や相談窓口を設けるよう自治体に通知したが、雇用促進住宅や公務員宿舎などを含め、全ての公営住宅の使用実態を具体的に調べ、結果を公表すべきである。

石綿関連疾患の特徴は、暴露から発症までの潜伏期間が非常に長いことで、「封じ込め措置をした」という対策だけで済ませず、居住歴があるなど、暴露した可能性のある人への健康診断や専門病院への紹介などが必要である。

一方、民間の住宅に対する対策も不十分である。国土交通省は、ことし5月、1989年以前に建てた1,000平方メートル以下の小規模建築物のうち、最大8万2,000棟で石綿が使用され、最大3万棟で飛散防止対策が済んでいない、との推計を明らかにしている。これらの建物の解体はこれからピークを迎えることになり、飛散防止対策が急がれるところである。

よって、政府においては、石綿使用の実態を徹底的に調査し、その調査結果の公表と必要な被害防止対策をとるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣 様

「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面  
のとおり提出します。

平成29年9月15日

戸田市議会議長 馬場 栄一郎 様

提出者	戸田市議会議員	伊 東 秀 浩
賛成者	〃	本 田 哲
〃	〃	金 野 桃 子
〃	〃	酒 井 郁 郎
〃	〃	手 塚 静 枝
〃	〃	三 浦 芳 一
〃	〃	榎 本 守 明
〃	〃	熊 木 照 明
〃	〃	山 崎 雅 俊

## 議員提出議案第 5 号

### 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、「平成 29 年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

#### 記

1. 平成 29 年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設」に関し、「平成 30 年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 27 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、  
環境大臣、経済産業大臣 様